

# 人間の経済

Ningen no keizai.

64

## 目次

未来バンクの実務  
未来バンク理事長 田中 優

哲学 への いざない (12)  
岩田 憲明

# 未来バンクの実務

01.11.16

未来バンク理事長 田中 優

## 未来バンクとは

未来バンクは環境と市民事業に低利（3%）で融資する、市民の互助の仕組みです。組合員となって出資していただいた資金を、同じく組合員のために融資するものです。融資の目的は、環境グッズなどの購入や、市民事業・市民活動への融資に限られています。

従って組合員からの出資金を組合員に融資しているだけの仕組みで、他からの借入金はありません。出資金の余剰分は、労働金庫に預金しています。

## 未来バンクの組織

未来バンクは出資金を集めているNGOとしての『未来バンク事業組合』と、融資を行うために貸金業法の登録を行っている『未来舎』から構成されています。両者とも、法的には民法上の組合契約です。出資を前提としますので、NPO（特定非営利法人）には該当しません。『未来舎』は未来バンクの融資部門であり、その出資金は理事3人×1,000円を除いて未来バンクからの出資です。ですので実質的に子会社であり、00年度決算から連結決算を行っています。

## 融資の状況

融資は未来舎を通して実施しています。未来舎は東京都知事に対する登録を行っているので営業店は東京都内にしか設置できません。しかし融資は全国的に行うことができます。

2000年度、前年度からの繰越の融資件数は25件、うち16件が年度内に返済を終えました。

2000年度の新規融資は28件、1件は個人の事業に対する融資、6件は太陽光設備設置助成までのつなぎ融資、14件はNGO、NPO（非政府組織、非営利組織＝市民団体）に対する事業融資、6件は民間企業に対する事業融資、1件は共済融資でした。融資総額は、86,241,660円

で、これまでの貸出累計は 348,325,530 円と、3 億 4 千万円を突破しました。

なお、これまでのところ貸倒れはありませんが、00 年度、返済の遅れのある融資が 1 件（融資額 1,000,000 円）発生しています。

## 未来バンク成立の経過

未来バンクはこれまでの貯蓄に対する疑問から生まれています。93 年に地元江戸川の仲間と共に出した「どうして郵貯がいけないの / 北斗出版」がきっかけになっています。この内容は衝撃的なものです。国内・海外の環境破壊をめぐる資金がここにあり、このままにしていれば、過去と同様に戦争の資金とされるかも知れない、いくら開発に反対しても資金が供給される以上、『もぐら叩き』に過ぎなくなる、と危惧したのです。

金融機関を調べた中で、最もまともだったのは労働金庫でした。しかし労金に預けるにしても、悪いことに使われないという消極的な意味はあるものの、積極的に環境に役立つ融資ができるとい訳ではありません。そこで何とか積極的に環境に良い融資の仕組みを作ろうと考えたのです。金融機関にも相談してみましたが、乗ってくるどころもなく、自分たちでリスクを取って作るしかないと考えたのです。

## エコバンクから未来バンクに

当初考えていたのはエコバンクでした。しかし実際を調べてみると、エコロジーだけで融資するには融資先が少なすぎて資金が余ってしまい、各国の国債を購入している例も数多く見られました。これでは郵貯と変わりません。

その時見つけたのがバングラデシュの『グラミンバンク』でした。貧しい人たちの生業のために小額を融資し、自分の雇用を生み出す努力に助力していたのです。私たちが希望しているのは市民が社会の主体になる『市民社会』です。市民が起こそうとする市民事業に融資をしていこうと考えたのです。ただの環境だけでなく、貯蓄のそもそもの目的である『未来のため』に使えるようにしようと考えたのです。こうして未来バンクは94年に誕生しました。

## 未来バンクの理事

未来バンクを作ったのは、『市民フォーラム2001』の中に作った「金融と環境研究会」のメンバーたちでした。そこには金融関係者や民間企業、公務員として働いている多くの人たちがいました。その知恵を集めて設立したのです。未来バンクの現在の理事は、その頃からのメンバーに加えて、新しいメンバーも参加しています。しかし常勤している者は誰もいません。すべての理事が別な仕事を持ち、未来バンクの仕事は実費を除いてすべて無給でやっています。

実務はほとんどパソコンとインターネットで行っています。それによって少ない経費で効率的に、しかも非常に多い頻度で論議することができます。

## 未来バンクの事務

大まかに以下のような事務があります。

### 1. 受付・問合せ

NGOの共同事務所におカネを払って、電話などを受けてもらっています。受けているメンバーは理事の一人です。融資の相談など、なるべくメールしてもらっています。また組合員の申込やパンフの請求などに対応しています。融資についてはそこで直接受けることはせずに、その後に理事メンバーから連絡するようにしています。

### 2. 融資の面接

融資の相談は、理事メンバーの複数で直接面談することにしてしています。場所は特に定めず、都合の合う場所まで出向きます。そこで 目的に合うか、 返済可能性はどうか、 人柄は信頼できるか、などを見、融資までの手続きについて説明します。

その場で融資が実行できるかどうかは答えません。理事会での検討の上でなければ決定できないからです。飲食代から交通費まで、すべて自費で負担します。相手からは絶対にご馳走にならないよう気を配っています。

### 3. 理事会

ほとんどの部分はメール上で行います。融資のためにさらに調べるべきことから、徴収すべき書類までメール上で論議します。また、継続的に融資する相手には担当理事を決めて財政分析しています。

未来バンクでは年に4回ニュースを発行するので、その印刷・発送作業の日に集まって会議をしています。

#### 4．会計処理

会計の処理は、簡潔な仕組みで毎日処理しています。安全を考えてMOにバックアップしながら処理しています。振込などは職場に週2回労金が来るので、その時に処理しています。

#### 5．組合員の出資金管理

新規の組合員加入に対しては、「組合員証」と「出資金確認書」を送っています。しかし組合員からの追加出資の場合は、年度終了時の確認書になります。組合の加入申請書と振込み額を確認し、年1回、ニュースレター希望者からは500円を出資金から徴収しています。

### 実務上の問題

実務を行う上で問題となるのは以下の点です。

#### 1．通帳等の管理

これには銀行の貸し金庫を用いています。出資金自体は預金していますが、その通帳や印鑑などを安全に保管するためです。

#### 2．会計処理

これはすべてエクセルで処理しています。複式簿記で作成して出入りを管理し、決算時に集計して「損益計算書」「貸借対照表」を作ります。それをもって総会に臨んでいます。これにはある程度の簿記知識が必要です。

#### 3．対象の財務分析

個人はともかく、法人などの場合、決算関係の書類を理解しなければなりません。そこから財務状況を見抜き、返済可能性を判断します。これにはある程度の財務能力が必要です。未来バン

クには、最近税理士資格を持つ理事が参加してくれたので、大分改善されました。

## 環境・市民事業・福祉

債権の確保のために連帯保証を取っています。連帯保証は本人に請求してからでなくとも請求することができる、大変強い担保です。株式会社や有限会社はつぶれてしまえば債務の追求ができません。ですから必ず連帯保証を代表者個人を取り、その上に別な連帯保証人をつけています。

万が一の時には債権の確保が必要になります。まだ未来バンクで、返済不能は起きていませんが、返済遅延は起きています。その時には理事から返済督促の連絡をしています。

債権確保にはある程度の法律知識が必要です。

## 未来バンクの経営状況

当初 400 万円の出資から始めた時、私たち理事も長く続けられる自信はありませんでした。当時は「リスク」など、誰も考えない時代だったのです。今では銀行預金すら、リスクある資金となっていますが。ですから出資金が増えることも、融資がきちんと返済されることも自信がなく、不安になりながら始めました。ところが意外なことに、返済はきちんとされますし、融資を求める市民事業や環境グッズも出資金額の増加と同じ早さで広がっていきました。市民が主体的に活動する時代と一致していたのだと思います。

特に地域通貨の運動が始まってからは人々の意識が変わりました。それまで『多少でも配当を』と言われてきたのが、配当がゼロであっても構わないという意識の人々が多数になってきたのです。金利自体に対する見方が変わっていったのでしょうか。未来バンクは配当を出すよりも、融資金利を下げられる方向をめざすことにしたのです。こうして 2001 年度末には出資金は 1 億円を越し、事業準備金も 600 万円まで積み立てられるようになりました。これまで融資した金額は 5 億円近くなりますが、一部に若干の遅れがあるものの、焦げつきは全くありません。順調な回転に入りつつあります。

## 融資の原則

融資は目的に合致するものにしかできません。『環境、市民事業、福祉』に限られています。時折、資金に困った自営業の方から『市民事業だ』と相談されることがありますが、それらはすべてお断りしています。非営利に近い事業で、社会的有用性の高い事業にのみ融資しています。実際的にはほとんどがNPO（非営利事業）です。

次に返済の確実性と社会的な有用性を、理事の面接を含めて調査・判断します。団体の決算書類、定款・規約、主たる契約書の写しなどを提出いただきます。これを財政的に分析すると共に本人の誠実さなどから返済可能性を判断し、最終的には理事会で融資をするかどうかを決定します。

また、組合員から紹介されたとする話もありますが、多くの場合、紹介した組合員ですら保証できないケースが多く、返済可能性から断るケースが多くあります。

## 融資額と出資額

融資は二通りに分かれます。一つは「つなぎ融資」です。助成金や受託などの契約金が払われるまでの「つなぎ」として融資を受けるものです。二つ目は通常の融資で一年を越えるものです。融資の上限は300万円を目安としています。それを超えることもありますが、出資金の1割を越えることはできません。これは融資の返済が行われなかった時に、未来バンクが共倒れすることを防ぐためのものです。例えば一昨年度末時点の出資額は9700万円ですから、昨年度は最大900万円（100万円以下は切り捨て計算）までとしました。

融資を受ける場合、融資額の原則は出資額の10倍までとなっています。しかし「つなぎ融資」の場合は例外を設けて、以下のようにしています。

融資期間	融資金額の上限
6ヶ月以内	出資金等の100倍と1000万円の小さい方
6ヶ月超9ヶ月以内	出資金等の50倍と700万円の小さい方
9ヶ月超1年以内	出資金等の30倍と500万円の小さい方

## 融資の際の手続き

融資の際には契約書を記入いただき、本人と保証人の印鑑証明を添えて出していただいています。この印鑑証明は本人確認のためです。保証人は連帯保証人を一人つけていただいています。ただし法人格ある場合、法人代表者個人と、もう一人連帯保証をつけてもらっています。またNPOなどの法人の場合、融資を受けることを承認した議事録を添付してもらっています。また融資年月日には希望日を、金額は合意した金額を記入してもらいます。

この書類はメールが相手になれば送りますが、通常は様式そのものをメールで送っています。なお、印鑑証明は本人確認ですので、以前に融資している場合には省略できます。

## 契約の扱い

実際の融資の「金銭消費貸借契約証書」が有効になるのは、要物契約ですから実際に振込むまで契約は有効になりません。金利のかかる契約期間は、現実に相手が引き下ろせる日から、相手が振込むまでの「ウチウチ」の期間としています。

契約は年間を365日としての日割で計算し、遅延した場合には6%の利息に相当する賠償金をかけることにしています。ただし、事前に遅延の連絡があった場合には遅延利息はかけません。

## 遅延債権の扱い

延滞期間が3ヶ月以上の融資、及び延滞期間が3ヶ月未満でもリスクの高いと思われる融資については、要管理債権として情報開示を行うとともに『貸倒引当金』を計上します。融資元本と未収利息の合計に、貸倒引当率を掛け合わせることで『貸倒引当金』を計上します。引当率は原則として以下の標準引当率を用いますが、個別に変更することができることにしています。

延滞期間	標準引当率
3ヶ月未満	10%
3ヶ月以上6ヶ月未満	20%
6ヶ月以上1年未満	30%



1年以上

50%

整理すると、融資事業に伴う一般的なリスクについては『事業準備金』を計上するとともに、返済が遅れている個別融資に対しては『貸倒引当金』を計上しています。

## 出資額の原則

出資はその方の貯蓄の1割程度にとどめてもらうよう求めています。未来バンクの出資はリスクのあるものだからです。配当の見通しはありませんし、配当を出すよりは金利を下げることを選択する方向です。しかし元本の保証もできません。『損をすることがあってもトクをすることはしない』仕組みです。ですから1割の原則は、リスクマネーであることを知った上で加入いただきますし、リスクにさらす資金として生活の全部を賭けてもらっては困るという趣旨です。

出資は最低1万口(=1万円)以上となっています。出資口数が総会の議決権の投票権になっています。これは生協が一人一口を原則としているために、ほとんど利用していない人の投票権によって変質させられたことを教訓にしてのことです。一方、出資額全体の半数を超える出資は認められず、また組合員加入の承認権は理事会にあります。問題ある加入申込に対しては、これで拒否できる仕組みです。

## 出資金の払戻し

出資金の払戻しは年に1回、年度末だけしかできません。出資金はリスクにさらされていますから、万が一返済不能が発生すると、その分だけ出資金の価値は減っています。仮に10%の不良債権ができてしまっていて、しかも事業準備金がなかったとしたならば、100の出資をしていた人の出資額の価値は90に減っていることになるわけです。年度途中で全額払戻せると、その人はリスクを負担しないことになってしまいます。ですから年度中途での払戻しは認めず、決算の終了時に現在の価値を計算した結果で払戻すことにしているわけです。

ただし、届出があれば他の組合員に譲ることもできますし、共済融資という緊急に対応できる仕組みも持っています。

## 融資実行まで

融資の相談を受けると、理事会で相談して複数の理事で面談をします。ただし継続などで事前に分かっている場合には、書類のみで面接を省略することもあります。その後に理事会で融資の可否について検討し、決定されれば融資を実行しています。

内容的に複雑な場合を除いて、振込みは週2回行っていますが、契約書が届いてから融資金額が下ろせるようになるまでに、通常約2週間程度かかります。

## 融資の確認書類

融資を実行してから3週間以内に融資の確認書を送っています。送るのは名義や返済年月日、返済額などの入った「融資の確認書」と、「金銭消費貸借契約証書」のコピーと、「返済額の計算書」です。

最終的に返済されますと、「返済の確認書」と共に、本人印の押された「金銭消費貸借契約証書」原本をお返ししています。

## 金利の考え方

未来バンクの融資は、「共済融資」と「特別担保提供融資」を除いて、すべて金利は3%の固定となっています。これは、手数料を1%見込み、2%を貸倒れリスクに備えるためと考えて設定しています。100の融資のうち、2%は不良債権化する可能性があると考えているわけです。

## 共済融資

これは目的を問わずに、組合員の緊急の支出に備えるために、出資金額の8割まですぐに融資する仕組みです。この場合、リスクはあるままですので、金利はかからないことになっています。

## 振込み手数料の負担

通常の融資を受ける場合は、未来バンクからの振込み手数料は未来バンクが負担します。これは1%の手数料に含まれるものと考えているためです。しかし逆に、「共済融資」と「出資金の払戻し」の際には手数料1%がかかります。具体的には手数料を除いた金額だけ振込むことになるわけです。

### **特別担保提供融資**

これは、融資に大きなリスクがあり、未来バンクの規定の融資では融資対象を全額賄えない時に、組合員に呼びかけて自らの出資金を担保として提供し、リスクにさらしてもいいと申し出た組合員の出資金を抵当に、融資を行うものです。出資金の中で特別担保提供融資に担保できる部分は、本人の出資金の8割までとなっています。残り2割は未来バンク全体のリスク負担に残しているわけです。

万が一、融資を受けた組合員が返済できなくなった場合、担保された出資金は未来舎への返済に優先して充てられます。その場合の求償権（出資金担保をした組合員から融資を受けた方への請求権）は、可能であれば未来バンクが代位し、未来バンクが組合員に代わって請求を続けることとなります。担保は連帯保証同様に、大きなリスクです。

しかしその代わり未来バンクには貸し出しリスクがありませんので、1%の金利で融資しています。

### **事業準備金**

未来バンクでは、出資金額合計の1割まで、事業準備金を積むことにしています。これは融資事業に伴う一般的なリスクに備えるための資金として積むものです。現在、約600万円が積み上げられていますが、出資金の1割までですから約1000万円までは配当されずに引当金にされることとなります。ですから配当は見込めないわけです。しかしこの資金は、未来バンクの組合員のみなさんの財産であることに変わりはありません。

## 総会

総会は年一回開かれます。決算の承認、事業案の承認、定款変更などの議案の議決をここでを行います。返信用はがきを同封し、議案の書類と共に事前に送っています。近くなると大口出資者を中心に、出席・委任の確認の連絡をします。もちろん議決は出資口数の過半数で良いのですが、なるべく8割をめざしています。そのため総会の時点で、委任票数によってほぼ承認は決まっています。しかしセレモニーにしないために、未来バンクのしていることを極力理解してもらうための説明及びテーマを決めた講演会を開いています。講師は未来バンクの組合員で、融資を受けてどのような事業を行っているのか話してもらっています。毎年、非常に先進的な取組みを知ることができる、ただの総会であるにもかかわらず、なかなか人気があります。

## ニュースレター

未来バンクから訴えたい内容、主に金融に関わるニュースや、新たな動きなどの情報を載せて、年4回発行しています。年2回程度は、融資の現状などについて説明します。また年1回は総会前のニュースになりますので総会向けになります。ニュースは年500円で、出資金から差引きます。ニュースを希望しない人には送らないことができますが、総会関係の書類は必ず送ることになります。

## 哲学 への いざない (12)

岩田 憲明

### 其ノ拾貳：現代医学と緩和ケア

私事になってしまいますが、私は約2年前母をガンで失いました。2000年の夏に母が末期ガンであったことが判明したのですが、本人には告知せず療養を続けることとなりました。結局、ガンが分ってから3ヶ月半で亡くなったのですが、幸いにも痛みにも悩まされることもなく、自然に母を見送ることができたのは不幸中の幸いだと思います。けれども、この時、母が入院していた大病院の態度にはどうしても納得のいかないものがありました。それは病院の医師たちが、私が苦勞して行ってきた末期ガン患者に対する補完療法を理由も聞かずに否定し、死を迎える患者とそれを見とどけなくてはならない家族の心情に対してあまりに配慮が欠けていたように思われたからです。

病気に対して医師は専門家としてのステイタスを持っています。しかし、それはその病気が治ることが前提の話です。私の母の場合、ガンが見つかったときにはすでに手遅れでした。そのため、私は母の延命と痛みの除去を考えて様々な民間療法や漢方薬などを調べました。世の中にはガンに効くという怪しげな薬も多いのですが、いろいろな方に相談し値段も極端に高くなく、ある程度の実績を持ったものを選び、いろいろ試してみました。その甲斐あってか、痛みも出ないで済んだのですが、風邪のため熱が出て小さな病院ではケアが困難になり、24時間体制でケアのできる大きな病院に転院せざるを得なくなりました。しかし、ここで問題が生じたのです。小さな個人病院では患者の側で漢方薬を服用することや一種の空気を活性化する機械の使用に対して、特にクレームはつけられませんでした。ところが、大きな病院に移ってからはこれらの処置にクレームがつけられ、何とか母が気に入っていた空気を活性化する機械だけは持ち込めたものの、漢方薬の使用はしばらく中止せざるを得ませんでした。私は医師を説得するために資料も用意していたのですが、それも見せることができませんでした。当時、大分県にはホスピスがなく、ターミナルケアは大きな病院に依存しなくてはならなかったのですが、言うことを聞かなければ出て行ってくれという感じだったのを今でも覚えています。これは実質的には死期を間近に迎えた患者とその家族に対する脅迫でした。

この時、私がどうしても納得できなかったのは、医師による治癒の見込みがないにもかかわらず、また死を迎える患者のための医療のあり方が確立されていないにもかかわらず、医師が患者とその家族に対して強い態度を取ることができたということです。これはすでに「独在論の誘惑13」\*でも書いたのですが、このような医師の態度は常に実証主義の立場から<計測しうるもの>のみを信頼し、それ以外のものを排斥してきたからだと思います。近代医学も実証科学の一分野である以上、また患者の命を預かっている以上、怪しげな療法を取り入れることはできないというわけです。しかし、死を目前とした患者を対象とする緩和ケアの場合、このような立場には自ずと制限があります。このような場合に医師ができるのは痛みを除去する疼痛医療や、抵抗力の弱まった患者に対する感染症の予防です。けれども、これらの処置は必要ではあっても、そのすべてではありません。死期を迎える人間にとって何よりも大切なことは精神的な事柄です。そのために哲学や宗教の話も出てきますし、患者のみならず、患者を見守る家族に対する精神的ケアも必要になります。実際、私の住む大分県でも「大分県緩和ケア研究会」が設立されましたが、このように各地でも近代医学による身体的な側面と宗教などの精神的側面がうまくかみ合うような緩和ケアのあり方が模索されるようになってきています。

医療では「エヴィデンス・ベースド・メディスン(Evidence based Medicine)」という言葉が使われることがあります。これは実証に基づく医療という意味で、今までの近代医学はこの立場に基づいていました。ところが、最近は「ナレーティブ・ベースド・メディスン(Narrative based Medicine)」という言葉が聞かれるようになりました。これは物語に基づく医療という意味ですが、「エヴィデンス・ベースド・メディスン」が患者の身体的な側面に焦点を当てていたのに対し、その精神的な側面を重視する立場とあってよいでしょう。患者にもその家族にもそれぞれ人生の物語があります。「ナレーティブ・ベースド・メディスン」とはその物語に即した医療だといえるでしょう。このような立場は、死期の到来を前提とした緩和ケアでは決定的な意味を持ちます。けれども、従来の医療の現場ではこの立場がないがしろにされてきたわけです。

前回、私は精神と物質とのバランスの欠如を論じましたが、このような医療の現場には典型的にこの問題が見て取れると思います。このようなアンバランスが生じるのは、物質的なものが<計測できる>のに対して、精神的な事柄が<計測困難>だからです。「エヴィデンス・ベースド・メディスン」の「エヴィデンス(evidence)」という言葉が示すとおり、計測されうる<明白なもの>は計測

が難しい<明白でないもの>ものよりも優先されます。結果としてアンバランスが生じるのですが、これは社会のさまざまな側面に見ることができるでしょう。教育における偏差値の問題にしてもそうです。そこに競争の原理がかかると、問題はより深刻なものになります。学校の成績、企業や個人の売り上げ、そしてテレビの視聴率、これらのものは明白な形で計られる上に、常に競争での勝ち負けを決定する数値を提供します。結果として、これらの数値のために目に見えない大切なものが切り落とされていくわけです。

ところで、先日、私の家に「マネー崩壊」などの著書で有名なベルナルド・リエターさんがお越しになり、近代社会におけるバランス感覚の欠如の問題が話題になりました。リエターさんの話によると、西洋人の半分は東洋人の持つ<陰 - 陽>のバランスの発想がないとのことでした。しかし、日本人には伝統的にこのような考えが受け継がれているにもかかわらず、現実の社会にはバランスの欠如が目立つのも確かです。そこには日本が今まで急速に近代化を押し進めてきたことが背景にあるのでしょうか。また、私はテキサス在住の経験から、ヨーロッパ人よりもアメリカの方がこのバランス感覚の欠如が顕著だと考えていますが、これもアメリカの方が単に伝統が短いだけでなく、競争社会であることも影響していると思います。不幸にも、競争がうまく行なわれている間は経済の成長によりこのアンバランスが覆い隠されてしまいます。アメリカではITや遺伝子工学における技術革新に対する過剰な期待から、成長によってバランスの欠如による問題が自動的に解消されるという雰囲気がありました。また、以前目にした番組で中国のある実業家が成長は常に善だと強調していたスンを覚えています。皮肉なことですが、明白な基準に基づく競争と成長との前には<計ることのできるもの - できないもの>のバランスは文化的伝統にあまり関係なく容易に崩れていくようです。もし例外があるとすれば、それは恐らくイスラームの社会でしょう。

「実証主義」というと難しい哲学の用語だと思われがちですが、案外、私たちも<計ることのできるもの>や<明白なもの>に左右されることによって、この過剰な実証主義の精神に支配されている部分があるように思えます。それが極端な形で問題となって現れるのは人の死が身近に迫った場合ですが、医療の現場にいる多くの医師たちにとってそれはあまりにも日常的な他人の死になっているのかもしれない。幸い、大分県では新しくホスピスが設立され、そこでは私が試みた補完医療もかなり自由にできるそうです。実は、母の病気の時にいろいろとアドバイスを受けた先生がこのホスピスを作ったのですが、このよ

うな取り組みの背後には他人の死を単なる他人の死とは受け止められない人の心があるように思えます。実証主義の立場は明白さを獲得するために、かえって物事の本質を見失わせることがあります。数値化することは何かを対象化することなのですが、この対象化そのものがすでに物と心の分離をそのうちに含んでいます。

今回はこの実証主義の影響を、普通それとはもっとも縁遠いと見られている文学の世界の中に見てみましょう。

\* 「独在論の誘惑」は私のHPの下記URLで公開しています。

アニメのこと@哲学茶房のサクサクHP

<http://www.oct-net.ne.jp/~iwatanrk/06anime.htm>